

中国5県にて対面開催！

下請法・下請振興法 改正法説明会



「いつ」から「何が」変わるの？



- ・ **令和8年1月1日**から下請法と下請振興法の改正法が施行されます。
- ・ 改正により法律の名称や用語が変更されます。

下請法	中小受託取引適正化法（通称 取適法 ）
下請振興法	受託中小企業振興法
親事業者・下請事業者	委託事業者・中小受託事業者 等

- ・ 改正により**規制の対象となる事業者や取引の範囲が拡大**されます。

改正内容について知りたい方はコチラ！

公正取引委員会（下請法関係）HP
https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihoh.html



中小企業庁（下請振興法関係）HP
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2025/250516shitauke.html>



説明会に参加して詳しく聞きたい！

- ・ 改正法説明会では公正取引委員会中国支所と中国経済産業局の職員がそれぞれの法律の基本と**改正法のポイント**を徹底解説します！

広島会場※

2025年
8/28木
13:30～16:30

お申込みは
コチラ！▶

https://www.jftc.go.jp/training/700/training/chugoku_stuk_kiso.html



山口会場

鳥取会場

岡山会場

島根会場

2025年
10/2木 **10/8水** **10/15水** **10/22水**
各日13:30～16:30

お申込みは
コチラ！▶

https://mm-enquete-cmt.meti.go.jp/form/pub/chugoku-tekiseitorihiki/toriteki_kosyu



※広島会場のみ申込先が異なりますので御注意ください。なお、どの会場でも説明内容に大きな違いはありません。



お問い合わせ先

広島会場 … 公正取引委員会近畿中国四国事務所中国支所下請課 082-228-1520
ほか4会場 … 中国経済産業局産業部適正取引推進課 082-224-5745

